



令和4年11月

お取引先様各位

日本工作油株式会社



『中鎖塩素化パラフィン』に関する弊社取り組みについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社で製造販売しております製品の中に『中鎖塩素化パラフィン』を含有しているものがございますが、本物質が欧州 REACH 規則の第 25 次 SVHC(高懸念物質)に指定されました。これにより、0.1wt%を超えて本物質を含有する製品を EU 域内に供給する場合は、欧州化学品庁(ECHA)への届出や消費者に対する情報提供が義務付けられるようになりました。また、国内法においても令和 3 年 10 月に改正化管法が公布され、PRTR 制度により本物質(第一種指定化学物質に追加されております)の年間取扱量が 1 トンを超える事業所については、今後都道府県への届出が必要となって参ります。

現時点におきましては使用禁止物質には該当致しませんので、引き続き本物質を含有する製品をお求め頂く事は可能ですが、今後 RoHS 指令の制限対象物質に追加される可能性もあります事から、弊社と致しましては、本物質を含まない製品への切替え推奨をお取引先様へ積極的に行っていく所存です。

化学物質を取り巻く規制は年々厳しくなっておりますが、弊社では今後もお客様のニーズに寄り添いつつ環境負荷低減製品の開発に取り組んで参りますので、何卒弊社活動へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具